

(4) メールアドレスの変更について

利用者メニューについて

【現在登録簿の受審申込をされている方へ】

主任者登録に係る住所を変更した場合でも、登録簿の受審申込に係る住所は変更されません。
受審申込に係る住所変更が必要な場合は、別途「受審申込の変更手続き」を行ってください。
「受審申込の変更手続き」の詳細については「講習受審要領」をご確認ください。

お知らせ確認	日本貸金業協会からのお知らせが確認できます。新着があったらボタンの色が変わります。
掲載情報確認	
登録簿内容確認	主任者登録されている情報が確認できます。
変更申請	主任者登録簿内容に変更があった場合、こちらより変更申請ができます。
連絡先・メールアドレス変更	主任者登録簿記載事項以外の、居所、電話番号、日中連絡先電話番号、メールアドレスに変更があった場合、こちらより変更します。
パスワード変更	利用者パスワードを変更する場合、こちらより変更します。

メールアドレスを変更された方は、「マイページ」にログインして、メールアドレスの変更手続きを行ってください。

メールアドレスを変更されていない場合、主任者登録の有効期限到来時にお送りする「登録更新のご案内」等のメールをお届けすることができなくなります。また、主任者登録時の属性情報に変更があった場合の変更の申請の方法については、「主任者登録変更の申請」(26ページ)をご参照ください。

(注意事項)

- ・主任者登録が抹消された場合（主任者登録の有効期間経過を含む）は、主任者登録番号が無効となるため、マイページにログインすることはできません。
- ・主任者登録の更新を受けられた方（㊸の期間で登録申請され、主任者登録番号が変わらない方）は、現行の主任者登録番号およびパスワードを引続きご利用いただけます。
- ・主任者登録が「更新扱い」でない方（㊶・㊷の期間で登録申請され、主任者登録番号が変わる方）は、現行の主任者登録番号が無効となります。登録完了通知の送付時に、新しい「マイページ用パスワード」を同封いたしますので、新たな登録番号およびパスワードで再度マイページをご登録ください。

33P 「主任者登録の更新」参照

(ご参考)

貸金業法では、貸金業務取扱主任者は、貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、主任者登録の変更をしなければならないと定められています。（法第24条の28）

《貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項》

- ①氏名 ②生年月日、③性別、④住所、⑤本籍(日本国籍を有しない者にあつては、その国籍等)、
- ⑥資格試験に合格した年月日、⑦合格証書番号、⑧業務に従事する貸金業者に関する事項(商号又は名称、登録番号)

7 主任者登録に係る個人情報の開示について

協会が保有する貸金業務取扱主任者登録簿に係る個人情報は、開示請求手続きにより開示いたします。
開示についての詳細は、協会ホームページをご覧ください。

(1) 開示請求できる方

- ・主任者登録申請者（本人又は代理人） ・主任者（本人又は代理人） ・主任者であった方（本人又は代理人）

(2) 開示する情報

- ・登録申請を受理した者で主任者登録を完了していない者に関し保有する情報
- ・主任者登録簿に記載された情報及び当該者に関し保有する情報
- ・主任者であった者に関し保有する情報

※開示する情報はいずれも電磁的記録媒体にデータ入力している情報に限ります。